

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地籍簿ファイル	
行政機関等の名称	都城市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（課室等）の名称	農政部農村整備課	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査事業成果の閲覧のために利用する。	
記録項目	1 土地所在地、2 地番、3 地目、4 地籍、5 所有者等氏名、6 所有者等住所	
記録範囲	1 所有者、2 利害関係人、3 代理人	
記録情報の収集方法	地籍調査事業一筆地調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	国土調査法第21条第2項 別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは所管部署（都城市農政部農村整備課）にお問合せください。	
停止及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	【登記の修正】地方税法第381条第7項	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備 考	国土調査法第21条第2項 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならない。	

個人情報ファイルに記録される本人の数が、1,000人以上で  ある  ない